

【 改正後 】

中津市建設工事検査要綱

改正 平成19年3月28日中津市告示第61号
平成26年3月31日中津市告示第114号
令和5年4月10日中津市告示第140号

平成9年3月31日
中津市告示第46号

平成24年3月30日中津市告示第167号
令和4年8月1日中津市告示第212号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）
第2章 検査の通則（第6条—第15条）
第3章 雜則（第16条・第17条）

附則

第1章 総則 (趣旨)

第1条 この要綱は、中津市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の検査について必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 検査員 中津市契約規則（昭和40年中津市規則第10号）第2条に規定する契約担当者から検査を命ぜられた者
- (2) 監督員 中津市公共工事請負契約約款（平成8年中津市告示第31号。以下「約款」という。）第9条に規定する者
- (3) 受注者（法人の場合にあっては、その代表者。以下同じ。） 市と工事の請負に関し契約を締結した者をいう
(検査の種類)

第3条 検査の種類は、完成検査、出来形確認（部分払又は部分引渡しのための出来形部分の確認をいう。以下同じ。）及び中間検査とする。

2 完成検査は、約款第31条に規定する工事の完成の確認及び約款第39条に規定する指定部分に係る完了の確認をするための検査をいい、出来形確認又は中間検査で既に検査した部分を含め、全ての出来形について行うものとする。

3 出来形確認は、約款第38条及び第55条に規定する工事の出来形部分及び工事現場に搬入した工事材料の確認をするための検査をいう。

4 中間検査は、次のものをいう。

- (1) 約款第33条の規定に基づき工事目的物の全部又は一部を使用する場合に、特記仕様書において検査対象工事と定められた部分の確認をするための検査
- (2) 橋梁等の構造部材の仮組立等で特記仕様書において検査対象工事と定められた部分の確認をするための検査
(指示の権限)

第4条 検査員は、適正な検査を行うため必要な事項について受注者に対して指示することができる。
(検査の中止)

第4条の2 検査員は、検査の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止するとともに、直ちに契約検査課長及び検査技術監にその旨を報告し、その指示を受けるものとする。

(1) 受注者又は現場代理人及び主任技術者等が検査員の指示に従わず、検査の実施が困難であるとき。

(2) 工事の施工状況が設計図書と著しく相違し、検査の実施が困難であるとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、検査することが不適當と認めるとき。

(検査の判定等)

第5条 検査員は、工事が、その契約書及び設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。）に基づき適正に施工されたかどうかを、当該工事の施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえについて厳正かつ公平に検査を行い合格、又は不合格の判定をしなければな

【 改正前 】

中津市建設工事検査要綱

改正 平成19年3月28日中津市告示第61号
平成26年3月31日中津市告示第114号
平成24年3月30日中津市告示第167号
令和4年8月1日中津市告示第212号

平成9年3月31日
中津市告示第46号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）
第2章 検査の通則（第6条—第15条）
第3章 雜則（第16条・第17条）

附則

第1章 総則 (趣旨)

第1条 この要綱は、中津市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の検査について必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 検査員 中津市契約規則（昭和40年中津市規則第10号）第2条に規定する契約担当者から検査を命ぜられた者
- (2) 監督員 中津市公共工事請負契約約款（平成8年中津市告示第31号。以下「約款」という。）第9条に規定する者
- (3) 受注者（法人の場合にあっては、その代表者。以下同じ。） 市と工事の請負に関し契約を締結した者をいう
(検査の種類)

第3条 検査の種類は、完成検査、出来形確認（部分払又は部分引渡しのための出来形部分の確認をいう。以下同じ。）及び中間検査とする。

2 完成検査は、約款第31条に規定する工事の完成の確認及び約款第39条に規定する指定部分に係る完了の確認をするための検査をいい、出来形確認又は中間検査で既に検査した部分を含め、全ての出来形について行うものとする。

3 出来形確認は、約款第38条及び第55条に規定する工事の出来形部分及び工事現場に搬入した工事材料の確認をするための検査をいう。

4 中間検査は、次のものをいう。

- (1) 約款第33条の規定に基づき工事目的物の全部又は一部を使用する場合に、特記仕様書において検査対象工事と定められた部分の確認をするための検査
- (2) 橋梁等の構造部材の仮組立等で特記仕様書において検査対象工事と定められた部分の確認をするための検査
(指示の権限)

第4条 検査員は、適正な検査を行うため必要な事項について受注者に対して指示することができる。
(検査の中止)

第4条の2 検査員は、検査の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止するとともに、直ちに契約検査課長_____にその旨を報告し、その指示を受けるものとする。

(1) 受注者又は現場代理人及び主任技術者等が検査員の指示に従わず、検査の実施が困難であるとき。

(2) 工事の施工状況が設計図書と著しく相違し、検査の実施が困難であるとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、検査することが不適當と認めるとき。

(検査の判定等)

第5条 検査員は、工事が、その契約書及び設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。）に基づき適正に施工されたかどうかを、当該工事の施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえについて厳正かつ公平に検査を行い合格、又は不合格の判定をしなければな

らない。

第2章 検査の通則

(検査員の任命)

第6条 検査員の任命は、受注者から提出された工事完成通知書又は出来形確認要求書を受理したとき及び中間検査を必要とするときに行うものとする。

(検査の基準)

第7条 検査員の行う工事の検査基準は別に定める。

(立会)

第8条 検査を実施するときは、受注者又は現場代理人のほか、主任技術者等（主任技術者又は監理技術者その他必要な専門技術者をいう。）及び監督員を立ち会わせるものとする。

(検査の時期)

第9条 検査員は、受注者から工事完成通知書の提出があった日から14日（契約書の作成を省略した場合は10日）以内、その他については10日以内に検査を行わなければならない。

(手直等の通知)

第10条 検査員は、検査の結果が不合格と認めたときは、現地においてその旨を指摘するとともに、直ちに契約検査課長及び検査技術監にその内容を報告しなければならない。

2 契約検査課長は、前項により報告を受けた場合は、検査の結果を契約担当者に通知しなければならない。

3 契約担当者は、前項の通知を受けた場合は受注者に対して期間を定め、工事の改造又は修補その他適當な処理をさせなければならない。

(再検査)

第11条 検査員は、契約担当者が受注者から修補終了通知書を受理したときは再検査をするものとする。

(検査の復命)

第12条 検査員は、検査を完了した場合は、速やかに検査調書を作成しなければならない。

(完成検査)

第13条 完成検査は、契約書等に基づき、工事の出来形を現地において、検査基準により検査するものとする。

2 完成検査は、出来形確認又は中間検査において既に検査した部分を含め、すべての出来形について行うものとする。

(出来形確認及び中間検査)

第14条 出来形確認及び中間検査は、完成検査に準じて行うものとする。

(工事成績の評定)

第15条 検査員は、工事について検査を完了した場合、別に定めるところにより、工事成績を評定するものとする。

第3章 雜則

(帳簿の保管)

第16条 契約検査課の行う検査については、次の各号に掲げる帳簿を備え常時記録を明らかにし、保管するものとする。

(1) 検査調書

(2) その他必要な書類

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、工事検査について必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に届出されているその他の手続きは、この要綱によってなされた報告その他の手続きとみなす。

3 この要綱に定めのない事項で疑義が生じた場合は、中津市長が定める。

附 則（平成19年3月28日中津市告示第61号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日中津市告示第167号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日中津市告示第114号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

らない。

第2章 検査の通則

(検査員の任命)

第6条 検査員の任命は、受注者から提出された工事完成通知書又は出来形確認要求書を受理したとき及び中間検査を必要とするときに行うものとする。

(検査の基準)

第7条 検査員の行う工事の検査基準は別に定める。

(立会)

第8条 検査を実施するときは、受注者又は現場代理人のほか、主任技術者等（主任技術者又は監理技術者その他必要な専門技術者をいう。）及び監督員を立ち会わせるものとする。

(検査の時期)

第9条 検査員は、受注者から工事完成通知書の提出があった日から14日（契約書の作成を省略した場合は10日）以内、その他については10日以内に検査を行わなければならない。

(手直等の通知)

第10条 検査員は、検査の結果が不合格と認めたときは、現地においてその旨を指摘するとともに、直ちに契約検査課長にその内容を報告しなければならない。

2 契約検査課長は、前項により報告を受けた場合は、検査の結果を契約担当者に通知しなければならない。

3 契約担当者は、前項の通知を受けた場合は受注者に対して期間を定め、工事の改造又は修補その他適當な処理をさせなければならない。

(再検査)

第11条 検査員は、契約担当者が受注者から修補終了通知書を受理したときは再検査をするものとする。

(検査の復命)

第12条 検査員は、検査を完了した場合は、速やかに検査調書を作成しなければならない。

(完成検査)

第13条 完成検査は、契約書等に基づき、工事の出来形を現地において、検査基準により検査するものとする。

2 完成検査は、出来形確認又は中間検査において既に検査した部分を含め、すべての出来形について行うものとする。

(出来形確認及び中間検査)

第14条 出来形確認及び中間検査は、完成検査に準じて行うものとする。

(工事成績の評定)

第15条 検査員は、工事について検査を完了した場合、別に定めるところにより、工事成績を評定するものとする。

第3章 雜則

(帳簿の保管)

第16条 契約検査課の行う検査については、次の各号に掲げる帳簿を備え常時記録を明らかにし、保管するものとする。

(1) 検査調書

(2) その他必要な書類

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、工事検査について必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に届出されているその他の手続きは、この要綱によってなされた報告その他の手続きとみなす。

3 この要綱に定めのない事項で疑義が生じた場合は、中津市長が定める。

附 則（平成19年3月28日中津市告示第61号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日中津市告示第167号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日中津市告示第114号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月1日中津市告示第212号）
この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年4月10日中津市告示第140号）
この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年8月1日中津市告示第212号）
この告示は、公示の日から施行する。